

株式会社 SMO 南小国 リスク管理規程

第1章 総則（目的）

第1条 本規程は、株式会社 SMO 南小国（以下「当社」という）における各種リスクを適切に管理し、事業継続性の確保及び社会的信用の維持を図ることを目的とする。（定義）

第2条 本規程における「リスク」とは、当社の経営、事業運営、資産、信用、人命または社会的責任に重大な影響を及ぼすおそれのある全ての不確実要因をいう。

第2章 リスクの管理体制（リスク管理責任者）

第3条 リスク管理責任者は代表取締役とし、全社的なリスク管理体制の整備・運用に責任を持つ。必要に応じて、各部門にリスク対応責任者を置くことができる。（リスクの種類）

第4条 リスクには以下のようなものが含まれる。

- ① 自然災害（地震・台風・水害等）
- ② 感染症・パンデミック
- ③ 情報セキュリティ事故（システム障害、漏洩）
- ④ 財務・法務リスク（法令違反、債権回収不能）
- ⑤ 事故・トラブル（火災、施設損壊、人的被害等）
- ⑥ 風評・信用毀損
- ⑦ その他、経営に影響を及ぼす可能性のある全ての事象

第3章 緊急事態とその範囲（緊急事態の定義）

第5条 以下のいずれかに該当する事象が発生した場合、当社はそれを「緊急事態」と定義する。

- ① 人命に危険を及ぼす事故・災害が発生した場合
- ② 重大な事業停止または業務継続困難な状況が生じた場合
- ③ 地域社会または取引先に著しい影響を与える恐れがある場合
- ④ マスメディアや SNS 等で企業の信用が損なわれる可能性が高い場合
- ⑤ その他、代表取締役が緊急と判断した事案

第4章 事態発生時の対応方針（基本方針）

第6条 緊急事態が発生した場合は、次の基本方針に基づいて迅速かつ的確に対応するものとする。

- ① 人命・安全の確保を最優先とする
- ② 被害の拡大防止に努める
- ③ 関係者（従業員・顧客・行政・報道機関等）への正確な情報提供を行う

- ④ 業務継続および早期復旧に向けた体制を整備する
- ⑤ 原因究明と再発防止に向けた措置を講じる

第5章 緊急事態発生時の対応手順（初動対応）

第7条 緊急事態が発生した場合、発見者は速やかに上長およびリスク管理責任者に報告するものとする。**（対応本部の設置）**

第8条 代表取締役は必要に応じて「緊急対応本部」を設置し、関係部門長および外部支援機関と連携して対応にあたる。**（社内外への連絡）**

第9条 状況に応じて、従業員・取引先・行政機関・報道機関等への報告および情報発信を行う。公式な対応窓口は代表取締役またはその指名する者とする。**（復旧・再開）**

第10条 被害状況を把握し、事業継続計画（BCP）に基づき、段階的な復旧措置を講じる。**（記録と再発防止）**

第11条 対応内容は文書に記録し、後日検証を行う。原因分析と再発防止策を取りまとめ、全社にフィードバックする。

第6章 教育・訓練（訓練・見直し）

第12条 緊急対応手順の有効性を確保するため、年1回以上の防災訓練または対応シミュレーションを実施する。また、本規程および手順書は、状況の変化に応じて定期的に見直す。

第7章 附則（施行日）

第13条 本規程は、令和6年7月1日より施行する。